

東証指数算出要領
(J - S t o c k I n d e x 編)

2020年12月25日版

株式会社 東京証券取引所

2020年12月25日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
I. 株価指数概要.....	4
II. 指数の算出	4
1. 概要	4
2. 算出式.....	4
3. 採用価格	4
4. 指数用株式数.....	5
5. 定期選定	5
III. 基準時価総額の修正.....	5
1. 修正対象となる事項.....	6
2. 修正方法	8
IV. その他.....	9
1. 公表、基礎情報の提供	9
2. 利用許諾	9
3. 問い合わせ先.....	9

変更履歴

公表日	変更内容
2013/8/13	・新株予約権の無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）に関する指数用株式数の取扱いを追加いたしました。
2014/3/25	・問い合わせ先等を修正しました。
2014/6/2	・算出対象の追加及び除外（株式移転等）に係る記載を修正いたしました。
2018/7/23	・割り当てられる新株予約権証券が上場しない「新株予約権の無償割当増資」及び「株式無償割当」の取扱いを明確化いたしました。
2019/8/30	・算出対象の追加及び除外に係る記載を明確化いたしました。
2020/3/31	・株式等の決済期間短縮化（T+2）に伴う基準時価総額の修正日等の変更
2020/12/25	・採用価格等に係る取扱いを明確化いたしました。

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が算出・配信を行う、J - S t o c k I n d e xに関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と東証が判断した場合は、東証が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は東証の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、東証に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、東証は、J - S t o c k I n d e xの算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、J - S t o c k I n d e x若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- ・ J - S t o c k I n d e xについては、配当なし株価指数のみ算出する。

I. 株価指数概要

- ・ J - S t o c k I n d e xは、J A S D A Q市場に上場している内国普通株式で構成されるJ A S D A Q I N D E X算出対象から、各銘柄の時価総額と売買代金（東証の立会取引における売買代金とする。以下同じ。）を勘案して選定した100銘柄を算出対象として選定した株価指数である。
- ・ 基準日は2002年（平成14年）2月28日、基準値は1000.00ポイントとする。

II. 指数の算出

1. 概要

J - S t o c k I n d e xは時価総額加重方式により算出される株価指数である。指数値の単位はポイントで小数点以下第2位まで表示する。（小数点以下第3位四捨五入）

2. 算出式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時の指数用時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times \text{基準値}$$

$$* \text{算出時の指数用時価総額} = \sum (\text{各銘柄の指数用株式数} \times \text{採用価格})$$

3. 採用価格

- ・ J - S t o c k I n d e xを算出する際の採用株価及び基準時価総額の修正に使用する株価は、東証の立会取引における株価とし、次の順序で採用する。

①特別気配又は連続約定気配、②約定値段、③約定値段又は特別気配がない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

4. 指数用株式数

- ・ 指数用株式数は、指数用上場株式数を用いており、当該指数は浮動株反映を行っていない。

各銘柄の指数用株式数＝各銘柄の指数用上場株式数

- ・ 指数用上場株式数は、基本的には上場株式数と等しいが、株式分割等のコーポレートアクションによっては株式数が異なることがある。例えば、株式分割の場合、上場株式数は効力発生後の変更上場日に変更し、指数用上場株式数は権利落日に変更しているため、一時的に一致しない。

5. 定期選定

- ・ 定期選定は、毎年11月最終営業日に実施する。（9月最終営業日を基準日とし、基準日時点においてJASDAQ INDEXの算出対象を選定対象とする。定期選定の結果は11月第5営業日に公表する。）
- ・ 定期選定の基準日より遡って直近1年間の売買代金の合計額の順位がJ-Stock Index選定対象銘柄の中で上位200位以上、かつ、基準日時点における時価総額又は直近6か月における時価総額の平均額が100億円以上の銘柄の中から、時価総額の大きい順に上位100銘柄をJ-Stock Indexの算出対象とする（選定の結果、100銘柄に満たない場合がある）。
- ・ 定期選定の基準日において、上場後1年未満の銘柄については、基準日より遡って上場日までの売買代金の合計額とし、基準日時点における時価総額は200億円以上とする。
- ・ 定期選定以外での算出対象追加は行わない（J-Stock Indexの算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が速やかにJASDAQ市場に新規上場する場合を除く）。

III. 基準時価総額の修正

J-Stock Indexの算出において、算出対象銘柄の増減や増資など市況変動に

よらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、次に示すとおり基準時価総額を修正する。

1. 修正対象となる事項

(1) 算出対象の追加及び除外

	修正を要する事項	修正日 (注 6)	修正に使用する株価
追加	毎年 11 月の定期選定	変更日	修正日の前営業日の株価
	J - S t o c k I n d e x の算出対象が株式移転等 (注 1) のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が J - S t o c k I n d e x に追加される場合	新規上場日 (注 2)	基準値段
除外	上場廃止 J - S t o c k I n d e x の算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が J - S t o c k I n d e x に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日 (通例、上場廃止日の 2 営業日後) (注 2)	上場廃止日の前営業日の株価 (注 3)
	上記以外 (合併・株式交換において非存続会社となる場合等)	上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	整理銘柄への指定	整理銘柄への指定日 (注 4) の 4 営業日後	修正日の前営業日の株価
	J A S D A Q から市場第一部、市場第二部又はマザーズへの上場市場変更	変更日 (注 5)	修正日の前営業日の株価
	毎年 11 月の定期選定	変更日	修正日の前営業日の株価

注 1 : 株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割注 2 : 新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 3 : 上場廃止日から除外日の前営業日までの間は、上場廃止日の前営業日の株価を用いて指数を算出する。

注 4 : 整理銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 5 : 変更日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 6 : 基準時価総額の修正は、修正日の前営業日の引け後 (修正日の立会開始前) に行われる。以下同じ。

(2) 指数用株式数の変更

修正を要する事項		修正日	修正に使用する株価
公募増資		変更(追加)上場日(払込期日の翌日) (注1)	修正日の前営業日の株価
第三者割当増資		変更(追加)上場日(払込期日の2営業 日後)の5営業日後	修正日の前営業日の株価
株主割当増資		権利落日	1株当たり払込金
新株予約権の行使		行使された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
優先株等の転換		転換された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
自己株式消却		自己株式が消却された日の翌月末 (最終営業日)	修正日の前営業日の株価
合併・ 株式 交換	他の東証で算出する指数対象 銘柄(注2)を非存続会社とする 場合(東証で算出する指数対象 銘柄の算出対象同士の合併・株 式交換)	非存続会社の上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	上記以外	変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価
新株予約権の無償割当てによる増資(割 り当てられる新株予約権証券が上場され るものに限る。)(注3)		権利落日	1株当たり払込金
会社分割(吸収分割)		変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価
その他の調整(注4)		当該情報が「所報で公表された日」 の当月末又は翌月末	修正日の前営業日の株価

※ 株式分割、株式併合、株式無償割当(自己株式を割り当てる場合に限る)など、指数用株式数の増加(減少)に応じて株価を修正する場合には、時価総額の変動がないため、基準時価総額は修正しない。

注1: 変更(追加)上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。(以下同じ)

注2: 東証で算出する指数対象銘柄は、内国普通株式、内国優先出資証券、内国参加型種類株式、単独上場外国株式、REIT。

注3: 新株予約権の無償割当てによる増資(いわゆるライツ・オファリング)については、権利付最終日の指数用上場株式数に、1株につき割当てられる新株予約権の個数を乗じた株式数を増加させる。割り当てられる新株予約権証券が上場しない場合は、新株予約権の行使として取り扱う。

注4: 例えば、「新株予約権付社債等の発行会社が株式分割を実施した場合」、「株式分割、株式併合、株主割当の際に、株式分割等の比率に基づき算出された株式数と効力発生日以降に確定する株式数に差異が生じた場合」、「既に指数の算出に反映済みの内容について、上場会社から事後の訂正があった場合」など。

(3) 元データ

- ・ 基準時価総額の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、東証が発行会社からの報告等を基に日々公表している「所報」から採取する。
- ・ なお、上記の基準時価総額の修正事由に関して、発行会社が報告内容を訂正した場合でも、既に算出・公表した指数の値について過去に遡って修正することを行わない。

2. 修正方法

(1). 修正方法

- ・ 指数の連続性が維持されるよう、次の算式により基準時価総額を修正する。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= \frac{\text{前営業日の時価総額}}{\text{旧(修正前)基準時価総額}} \\ &= \frac{(\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{新(修正後)基準時価総額}} \end{aligned}$$

$$* \text{修正額} = \text{指数用株式数の増加(減少)} \times \text{修正に使用する株価}$$

したがって、

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

(2). 修正例

- ・ 仮に、旧基準時価総額を 20 兆円、前日の時価総額を 400 兆円とすれば、前日の J - S t o c k I n d e x は、

$$\text{前日の J - S t o c k I n d e x} = 400 \text{ 兆円} \div 20 \text{ 兆円} \times 100 = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

となる。

- ・ 仮に、A 銘柄の指数用株式数が公募増資のため 1 億株増加し、前日終値が 2,000 円だったとすれば、修正額は 1 億株 × 2,000 円 = 2,000 億円となる。よって、新基準時価総額は、

$$\text{新基準時価総額} = 20 \text{ 兆円} \times (400 \text{ 兆円} + 2,000 \text{ 億円}) \div 400 \text{ 兆円} = 20.01 \text{ 兆円}$$

となる。

- ・ 次のとおり、今日の J - S t o c k I n d e x の値は、算出対象すべてに株価の変化がなければ、前日と変わらずの 2000.00 ポイントとなる。(このように、基準時価総額の修正によって、公募増資による時価総額の増加の影響を受けずに、指数の連続性が保たれるのである。)

$$(400 \text{ 兆円} + 2,000 \text{ 億円}) \div 20.01 \text{ 兆円} = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

IV. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- ・ J - S t o c k I n d e x の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイム（15 秒間隔）で全国の証券会社、報道機関等へ配信している。

(2) 指数基礎情報

- ・ J - S t o c k I n d e x に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額、算出対象の指数用株式数等）は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行っている。

2. 利用許諾

J - S t o c k I n d e x の算出、数値の公表、利用など J - S t o c k I n d e x に関する権利は東証が有している。このため、J - S t o c k I n d e x を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など J - S t o c k I n d e x を商業的に利用する場合には、東証とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

東京証券取引所 情報サービス部

指数グループ

E-mail : index@jpx.co.jp

以上